

# 下水道事業受益者負担金

## ■受益者負担金とは

下水道事業は、道路や公園などのように不特定多数の人が利用するものと違い、整備によって利用できる人が限られています。

このため、この一部の地域のために町民の方々の税金ですべてまかなうことは、「税負担の公平」を欠くこととなります。

そこで、都市計画法に基づいて『下水道事業によって利益を受ける方に建設費の一部を負担』していただくのが、「受益者負担金」です。

## ■納める人は

受益者負担金を賦課される区域は、下水道供用開始区域です。受益者負担金を町に納める人を『受益者』といいます。

「土地の所有者」かまたは、その土地に地上権、質権、使用貸借や賃貸借による権利（一時使用の場合は除く）のある場合は、『権利を有する方』が受益者となりますが、賦課区域が決まった後、受益者の申告をしていただきます。

### 受益者の例

例1	例2	例3	例4
			

## ■負担金の額は

土地1㎡あたり450円です。計算式：受益地面積×450円＝受益者負担金額（10円未満切捨て）

## ■負担金の納入方法は

受益者負担金を、5年に分割し、さらに1年を4期にわけ20回で納めていただきます。納期は、6月、8月、10月、12月です。

また、一括納付希望の場合は、全額を初年度の第1期に納めていただきます。この時、前納報奨金制度が受けられます。2回目から20回目までの合計額の5%です。町内金融機関から納付書か口座振替で納めていただきます。

## ■負担金の減免及び徴収猶予

- 1 減 免：公園、私道、墓地、境内地、生活保護受給中など受益地の状況や受益者の事情により、負担金の一部または全部が申請に基づき減免されます。
- 2 徴収猶予：農地、災害、盗難など受益地の状況や受益者の事情により、申請に基づき負担金を徴収猶予します。

## ■受益者に変更があった場合

受益者が変更になったときは、『下水道事業受益者変更届』を町に提出してください。新たに受益者になった人には、届出のあった次の納期にかかる負担金から納付していただくこととなります。